

# 甲州市B & G海洋センターの管理に関する基本協定書

甲州市教育委員会（以下「甲」という。）と甲州市B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の指定管理者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、海洋センターの管理に関し、甲州市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年甲州市条例第2号。以下「指定手続条例」という。）第9条の規定により、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

この協定は、仮協定とし、甲が甲州市議会の議決を経て、乙を海洋センターの指定管理者として指定することにより、当該指定の日に次の条項を内容とする本協定が締結されるものとする。

ただし、甲州市議会の議決が得られないときは、甲は、乙に対して不指定処分を行うものとし、当該不指定処分により、この協定は無効となるものとする。この場合において、甲乙双方とも、相手方に対して損害賠償等の要求は行わないものとする。

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、海洋センターを適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、海洋センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者である乙の能力を活用しつつ、利用者である市民等に対するサービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることにあることを確認する。

（公共性等の尊重）

第3条 乙は海洋センターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義に従い、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 別紙2のうち、管理物品については、甲乙双方が確認のうえ記載することとする。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

- 4 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(協定の期間)

- 第7条 この協定の期間は、乙を海洋センターの指定管理者として指定することについて、甲州市議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとする。
- 2 本協定に基づき甲が乙を海洋センターの指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(事業年度)

- 第8条 管理業務に係る事業年度（以下「年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 管理業務の範囲と実施

(管理業務の範囲等)

- 第9条 乙が行う管理業務の内容は、甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例（平成17年甲州市条例第153号。以下「海洋センター条例」という。）第12条各号に掲げる業務とする。
- 2 前項に掲げる管理業務の詳細については、甲が募集要項に示した指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(休館日及び利用時間の変更について)

- 第10条 乙は、海洋センター条例に規定する海洋センターの休館日及び開館時間について変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により休館日及び利用時間を変更する場合は、施設利用者等への十分な周知を図るものとする。

(管理業務の実施)

- 第11条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働関係法令、指定手続条例、施設条例、その他関係法令を遵守するとともに、本協定及び指定期間中の事業年度ごとに別に定める協定（以下「年度協定」という。）、募集要項等及び乙が提出した指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に従って適正に管理業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項等及び申請書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、申請書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、申請書に示された水準によるものとする。

(目標指標)

- 第12条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次の目標指標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) 海洋センターの設置目的に則した管理、運営を行い、市民の健康の増進と福祉の向上を図ること。
- (2) 公平・公正な運営を心がけるとともに、利用者の意見や要望に耳を傾け、サービスの向上に努めること。
- (3) 衛生面には十分留意し、日常の清掃を徹底するなど常に施設を清潔に保つこと。
- (4) 公の施設であることを鑑みて、効率的な管理、運営を行うこと。

(開業準備)

第13条 乙は、指定期間の開始の日（以下「指定開始日」という。）前に、管理業務の実施に必要な資格及び能力を有する人員を確保し、必要な訓練、研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日前に、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、第1項及び第2項に規定する開業の準備に要する乙の費用を負担するものとする。

(第三者による実施)

第14条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、前項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、当該第三者との契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。契約を更新し、又は変更した場合も同様とする。
- 3 乙が第1項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の費用と責任において行うものとし、管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用（以下「損害等」という。）については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の現状変更)

第15条 増築、改築、移設、改造その他の管理施設の現状変更については、甲がその費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の必要により、管理施設の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上で乙の負担により実施するものとする。
- 3 前項の規定により現状変更を行ったときは、遅滞なく甲の確認を受けなければならない。
- 4 第2項の場合において、当該現状変更部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその権利を主張しないものとする。

(管理物件の維持補修)

第16条 施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な管理物件の修繕は、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理物件の修繕のうち小規模（見積額が1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む）未満。）のものについては、乙がその費用と責任において実施するものとする。この場合において、当該部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 3 第1項の規定により甲の負担と責任により実施することとなる管理物件の修繕について、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、甲乙協議の上、甲又は乙の負担において乙に実施させることができる。なお、乙の負担において当該修繕を実施した場合であっても当該部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその権利を主張しないものとする。

（管理施設の滅失等）

- 第17条 乙は、管理施設が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（甲による備品等の貸与）

- 第18条 甲は、別紙2に掲げる備品等（Ⅰ種）を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
  - 3 甲は、備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等（Ⅰ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達するものとする。
  - 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を滅失し、又は損傷したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該備品等（Ⅰ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達するものとする。

（乙による備品等の購入等）

- 第19条 乙は、別紙2に掲げる備品等（Ⅱ種）を、自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供するものとする。
- 2 乙は、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、自己の費用で当該備品等（Ⅱ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。
  - 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入し、又は調達することにより、管理業務の用に供することができるものとする。（この項の規定により購入し、又は調達した備品を以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

（利用の許可等）

- 第20条 乙は、海洋センター条例第11条第3項の規定により読み替えて適用される海洋センター条例第5条の規定する利用許可の手続を行うに当たっては、甲州市行政手続条例（平成17年甲州市条例第5号。以下「行政手続条例」という。）の規定に従わなければならない。

（文書の管理）

第 21 条 乙は、乙の役員及び職員（以下「役職員」という。）が管理業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、乙の役職員が組織的に用いるものとして乙が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を除く。以下「文書」という。）について、文書の管理に関する規程を定め、適正に管理しなければならない。

2 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。

3 乙は、指定の期間が満了し、又は指定が取り消されたときは、文書の管理について甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第 22 条 乙は、管理業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、管理業務に従事する者に対し、管理業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において管理業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護等）

第 23 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び甲州市個人情報保護条例（平成 17 年甲州市条例第 8 号）の規定の趣旨に則して、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理及び管理業務の実施に関して乙が保有する個人情報の開示等のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に関して必要な事項を定めた規程を定めるものとする。

3 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。

（情報の公開）

第 24 条 乙は、甲州市情報公開条例（平成 17 年甲州市条例第 7 号）の規定の趣旨に則して、管理業務の実施に関して乙が管理する文書の適正な公開を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する文書の公開を行うに当たり、情報の公開に関する規程を定めるものとする。

3 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。

4 乙は、利用者が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

（緊急事態等の対応）

第 25 条 乙は、施設又は施設利用者の事故及び災害等の不測の事態（以下「緊急事態等」という）の発生を想定した危機管理体制を整備するとともに、安全管理マニュアルを策定しなければならない。

- 2 乙は、随時、従業員等への研修及び緊急事態等の対応について訓練等を行い、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底しなければならない。
- 3 乙は、危機管理体制及び安全管理マニュアルの点検を随時行うとともに、消防署等関係機関から改善の助言又は指導があった場合は直ちに改善しなければならない。
- 4 乙は、危険箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うものとする。
- 5 乙は、緊急事態等が発生した場合には、安全管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。
- 6 乙は、緊急事態等が発生した場合には、甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

(会計の区分)

- 第 26 条 乙は、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して行わなければならない。
- 2 乙は、管理業務に専用の銀行口座を開設し、管理業務の実施に係る支出及び収入を適正に管理しなければならない。

### 第 3 章 業務実施に係る甲の確認等

(業務計画書)

- 第 27 条 乙は、本協定の期間における年度ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を記載した事業計画書を作成し、各年度の前年度の 3 月 1 0 日までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業計画 (自主事業及びサービス改善提案事業を含む。)
  - (2) 人員配置計画
  - (3) 収支計画
- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(モニタリングの実施)

- 第 28 条 甲は、乙が行う業務の実施状況を把握し、海洋センターの良好な管理運営を確保するため、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。
- (1) 定期モニタリング
- 乙は、毎月終了後 1 4 日以内に、業務に関する次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出するものとし、甲は、提出された業務報告書により、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。
- ア 管理業務の実施状況に関する事項
  - イ 自主事業の実施状況に関する事項
  - ウ サービス改善提案事業に関する事項
  - エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
  - オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
  - カ 利用者からの苦情とその対応状況

キ 施設設備の維持管理状況

ク その他甲が指示する事項

(2) 随時モニタリング

甲は、必要があると認める場合には、各業務の遂行状況を随時確認するものとする。

- 2 甲は、前項の規定によるモニタリングの実施に際して、乙に対して業務報告書の内容若しくはそれに関連する事項についての説明を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、モニタリングの実施に係る乙の費用を負担するものとする。
- 5 モニタリングの結果、乙の業務実施が本協定に定める条件等を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善等のために必要な勧告を行うものとする。
- 6 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じるとともに、処置状況について甲に報告するものとする。
- 7 甲は、乙が第5項の規定による勧告に応じない場合又は前項の規定による処置状況の内容が本協定に定める条件等を満たしていない場合には、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画を提出させ、及びその実施を求めることができる。
- 8 前項の場合において、甲は必要に応じて当該年度の指定管理料の10分の1以内で乙との協議により算定する違約金相当額を乙に支払わせることができる。
- 9 前項の違約金相当額は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。
- 10 乙が、第22条に規定する秘密の保持の義務及び第23条に規定する個人情報の保護の措置を講じる義務に違反する等の重大な違反があった場合には、乙は、甲に対して当該違反のあった年度の指定管理料の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(乙による利用者満足度の調査等)

第29条 乙は、施設利用者の満足度を調査するため、アンケート等により施設利用者の意見、苦情等を聴取するとともに、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項の調査結果に基づき、施設利用者の利便性の向上を図る上での課題を分析し、速やかに業務改善策をとりまとめ、実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による業務改善の実施状況について自己評価するものとする。

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後60日以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) サービス改善提案事業の実施状況に関する事項
- (4) 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- (5) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (6) 利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価
- (7) 施設設備の維持管理状況
- (8) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、第 44 条及び第 45 条の規定により年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に、指定が取り消された日までの当該年度の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項による事業報告書の内容が、本協定に定める条件等を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善等のために必要な勧告を行うものとする。
- 4 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じるとともに、処置状況について甲に報告するものとする。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して説明を求めることができるものとする。
- 6 甲は、乙が第 3 項の規定による勧告に応じない場合又は第 4 項の規定による処置状況の内容が本協定に定める条件等を満たしていない場合には、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画を提出させ、及びその実施を求めることができる。
- 7 前項の場合において、甲は必要に応じて当該年度の指定管理料の 10 分の 1 以内で乙との協議により算定する違約金相当額を乙に支払わせることができる。
- 8 前項の違約金相当額は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(評価の実施及び公表)

第 31 条 甲は、毎年度終了後、第 28 条に規定するモニタリングの実施及び前条に規定する事業報告書の審査により、乙の業務の実施状況について評価を行い公表するものとする。

## 第 4 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理に伴う指定管理料)

第 32 条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 指定期間を通じて甲が乙に対して支払う指定管理料の総額（消費税及び地方消費税を含む。）は、令和 2 年甲州市議会 12 月定例会において議決される当該施設の管理業務に係る指定管理料としての債務負担行為の限度額を上限とするものとし、各年度の指定管理料の額、支払い方法等の詳細は、第 56 条に規定する年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第 33 条 甲又は乙は、指定期間中に災害等により指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して指定管理料の変更の協議を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

(利用料金)

第 34 条 乙は、本施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）をその収入として収受することができる。

- 2 利用料金は、乙が、海洋センター条例第 14 条第 1 項の規定により、海洋センター条例別表に定める額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定又は改定については、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により利用料金を定めたときは、施設利用者等への十分な周知を図るものとする。

- 4 乙は、海洋センター条例第 14 条第 4 項の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 乙は、海洋センター条例第 14 条第 5 項の規定により、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

## 第 5 章 損害賠償及び不可抗力

### (損害賠償等)

- 第 35 条 乙は、管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害等を与えた場合は、その損害等を賠償しなければならない。
- 2 乙が、管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲は、その損害を賠償しなければならない。ただし、国家賠償法の適用がないものについては、この限りでない。
  - 3 前項の規定により、甲が、損害を受けた第三者の求めに応じて損害を賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
  - 4 甲は、乙による管理業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

### (保険)

- 第 36 条 甲は、次に掲げる保険に加入しなければならない。
- (1) 建物総合損害共済
  - (2) 市民総合賠償補償保険
- 2 乙は、次に掲げる保険に加入しなければならない。
- (1) 施設賠償責任保険
- 3 乙は、前項に定める保険の内容を、施設の特性を勘案し甲と協議の上決定しなければならない。
  - 4 乙は、第 2 項の規定により保険契約を締結したときは、契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

### (不可抗力発生時の対応)

- 第 37 条 不可抗力により管理業務の実施に支障が生じた場合、乙は、それを除去するため早急に対応措置をとり、かつ、当該不可抗力により発生する損害等を最小限にするよう努めなければならない。

### (不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第 38 条 不可抗力により損害等が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、損害等の状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定を行うとともに、費用負担等を決定するものとする。

- 3 不可抗力により乙に損害等が発生した場合、当該費用については、第16条第2項前段の規定による場合を除いて、甲が負担するものとする。なお、乙が加入する保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力により甲に損害等が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。
- 5 不可抗力により第三者に損害が生じた場合、甲は、損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用相当分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第6章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定管理者として更新されない場合は、海洋センターの管理が円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定する者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

- 2 乙は、指定管理者として更新されないことが確実となった場合においても、本協定の期間が満了するまでの間、次年度以降の海洋センターの管理が円滑に実施されるよう、海洋センターの利用促進に関する業務等について、仕様書に定めるとおりに実施しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、指定の期間の満了前に、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 5 乙は、第1項及び前項に規定する引継ぎ等に要する乙の費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

第41条 乙は、指定管理者として更新されない場合は、管理施設を甲の指定する期日までに、原状に回復し甲の確認を受けた上で甲に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理施設を引き渡すことができるものとする。
- 3 甲は、乙が正当な理由がなく第1項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、甲が乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(備品等の扱い)

第42条 乙が指定管理者として更新されない場合の備品等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）については、甲の指定する期日までに、乙は、甲の確認を受けた上で、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）については、甲の指定する期日までに、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

## 第7章 指定期間満了以前の指定の取消し等

（業務の継続が困難となった場合の措置等）

第43条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画書を提出させ、及びその実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続に著しい支障が生じた場合は、甲及び乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第44条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が、管理業務の実施に際し不正な行為を行ったとき。
- (2) 乙が、甲に対し虚偽の報告等をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が、本協定及び年度協定に定める事項について正当な理由なく、その定めるとおりに履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙が、第28条第7項、第30条第6項及び前条第2項の規定による改善の指示に対して、甲が指定する期間内に改善計画を提出せず、又は改善計画に定められた事項を実施しなかったとき。
- (5) 乙の倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立又は手形交換所による取引停止処分をいう。）又は財務状況の著しい悪化により、乙による管理業務の遂行が困難と認められるとき。
- (6) 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。
- (8) 乙の組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
- (9) 乙が、次のいずれかに該当し、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を甲に申し出たとき。
  - ア 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

イ 乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったとき。

(10) 甲が、海洋センターを廃止又は休止するとき。

(11) その他必要と認められるとき。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害等が生じたときは、前項第9号ア又は第10号から第12号までのいずれかに該当する場合を除き、甲は、その賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消し)

第45条 甲は、第43条第3項の規定による協議の結果、管理業務の継続が困難と認めるときは、指定の取消しを行うものとする。

- 2 前項の規定による指定の取消しによって発生する損害等の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第46条 甲は、第44条の規定により指定を取り消したとき若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は前条の規定により指定を取り消したときは、指定管理料の全部又は一部を乙に支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(指定期間終了時の取扱い)

第47条 第40条から第42条までの規定は、第44条又は第45条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合は、この限りでない。

(違約金)

第48条 乙は、第44条第1項第1号から第8号及び第9号イ並びに第13号のいずれかに該当することにより指定管理者の指定の取り消し、辞退及び撤退があった場合は、当該年度の指定管理に伴う指定管理料の10分の1に相当する額を違約金とする。また、その請求を受けた日から30日以内に、甲に支払うものとする。

- 2 指定管理者の指定から指定管理業務開始前日までの間又は当該年度の翌年度以降の残存指定管理期間に係る指定の取消し、辞退及び撤退にあっては、第32条で定める債務負担行為の額を残存指定管理期間の年数で除した額の10分の1に相当する額をもって違約金とする。

3 乙は、前2項による違約金の請求を受けた日から30日以内に、甲に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

## 第8章 その他

(リスク分担)

第49条 本協定本文に定めのあるもののほか、管理業務に関する甲及び乙とのリスク分担は、別紙2「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙で協議の上、リスク分担を決定するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 50 条 乙は、甲州市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 18 年甲州市規則第 3 号。以下「指定手續規則」という。）第 8 条の規定に基づき、乙の名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定手續規則第 4 号様式による指定管理者変更事項届出書により、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第 51 条 乙は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(運営協議会の設置)

第 52 条 甲及び乙は、管理業務を円滑に実施するため、甲乙協議の上別に定めるところにより、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置することができる。

(自主事業)

第 53 条 乙は、海洋センターの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、その責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、第 27 条に規定する事業計画書にその内容を記載しなければならない。

3 乙が自主事業を実施するに当たり、甲は、乙と協議の上、当該自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

4 乙が本協定の締結後に新たな自主事業を実施しようとする場合は、乙は、事前に自主事業承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(請求、通知等の方法)

第 54 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾、承認及び取消は、原則として書面により行うものとする。

(協定の変更)

第 55 条 管理業務の実施に関し、その前提となる条件の変更等の特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(年度協定)

第 56 条 各年度の管理業務及びサービス改善提案事業の内容並びにこれらに係る指定管理料の額及び支払い方法については、年度協定において定めるものとする。

(解釈)

第 57 条 本協定の規定に基づく書面の受領、届出、説明若しくは報告の要求及びその実施、並びに実地調査の実施を理由として、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(合意管轄)

第 58 条 本協定に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 59 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

名 称 甲州市教育委員会

代表者 教育長

印

乙 (指定管理者)

所在地

名 称

代表者

印

## 別紙1 用語の定義（第5条関係）

- (1) 「募集要項」とは、甲州市B&G海洋センター指定管理者募集要項のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、甲州市B&G海洋センター指定管理者業務仕様書のことをいう。
- (3) 「関係法令」とは、施設の管理業務を行う上で関係するすべての法律、法規、条例及び規則をいう。
- (4) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（管理者業務仕様書を含む）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (5) 「自主事業」とは、第9条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する事業のことをいう。
- (6) 「サービス改善提案事業」とは、管理業務以外の業務であってサービス改善提案事業として採択された業務をいう。
- (7) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。
- (8) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲乙の責めに帰すことができない事由をいう。なお、施設利用者の増減は、不可抗力に含まれないものとする。
- (9) 「不可抗力の判定」とは、損害等が不可抗力により生じたものであるかどうか、乙の対応措置が適切になされなかったことにより拡大したものであるかどうか等を判定することをいう。

別紙2（第6条、第18条、第19条、第42条関係）

管理物件

【1-1】管理施設

・甲州市塩山B&G海洋センター

① 在 地 甲州市塩山小屋敷 1888 番地 3

② 敷地面積 5666.63 m<sup>2</sup>（駐車場を含む）

③ 建 物 建築延面積 1535.07 m<sup>2</sup>

温水プール（25m×13m 6コース、水深1.2～1.3m）

幼児用プール（水深0.5～0.6m）

ジャグジープール

トレーニングルーム

【1-2】管理物品

備品（I種）

| 種類        | 数量 | 備考        | 種類          | 数量 | 備考               |
|-----------|----|-----------|-------------|----|------------------|
| エアロバイク    | 6  | トレーニングルーム | ベンチ         | 2  | 更衣室              |
| ステアマスター   | 2  | トレーニングルーム | コースロープ      | 5  | プール              |
| ステーションマシン | 1  | トレーニングルーム | 監視台         | 3  | プール              |
| ベンチプレス    | 一式 | トレーニングルーム | プールフロア      | 5  | プール              |
| スクワット     | 一式 | トレーニングルーム | 酸素ポンプ       | 一式 | プール              |
| 腹筋台       | 2  | トレーニングルーム | 救急担架        | 1  | プール              |
| ツイストマシン   | 1  | トレーニングルーム | リングブイ       | 1  | プール              |
| ダンベル      | 一式 | トレーニングルーム | 温湿度計        | 1  | プール              |
| テレビ       | 1  | トレーニングルーム | 残留塩素測定器     | 1  | プール              |
| テレビラック    | 1  | トレーニングルーム | ごみ取りネット     | 3  | プール              |
| 片袖机       | 9  | 事務所       | ロッカー        | 80 | プール<br>(男女40個ずつ) |
| 椅子        | 6  | 事務所       | ホースリール      | 1  | プール              |
| パーテーション   | 1  | 事務所       | 延長コードドラム    | 1  | プール              |
| 下駄箱       | 1  | 事務所       | ペースクロック     | 2  | プール              |
| ベンチ       | 1  | 事務所       | ビート板ラック     | 2  | プール              |
| 長椅子       | 1  | 事務所       | ビート板(青・ピンク) | 50 | プール              |
| レジ        | 1  | 事務所       | 浮き島(長型)     | 2  | プール              |
| アンプ       | 1  | 事務所       | 浮き島(カヌー型)   | 3  | プール              |
| 金庫        | 2  | 事務所       | サマーベッド      | 6  | プール              |
| 券売機       | 1  | 事務所       | サマーチェア      | 4  | プール              |
| 長机        | 3  | ロビー       | バスケットゴール    | 4  | プール              |
| パイプ椅子     | 16 | ロビー       | ポリッシャー      | 1  | プール              |
| 下駄箱       | 1  | ロビー       |             |    |                  |

備品等（Ⅱ種）

| 種類         | 数量 | 備考        |
|------------|----|-----------|
| プリンター      | 1  | 事務所       |
| パソコン       | 4  | 事務所       |
| MDコンボ      | 2  | 事務所       |
| 長座体前屈測定器   | 1  | 事務所       |
| ニコンデジカメ    | 1  | 事務所       |
| タイムレコーダー   | 1  | 事務所       |
| タワーファン     | 1  | 事務所       |
| CDデッキ      | 1  | 事務所       |
| 電話機        | 2  | 事務所       |
| 冷蔵庫        | 1  | 事務所       |
| 収納棚        | 2  | 事務所       |
| 机          | 1  | 事務所       |
| スピーカーセット   | 1  | トレーニングルーム |
| ステップ台      | 15 | トレーニングルーム |
| フィットネスマット  | 18 | トレーニングルーム |
| ベンチ        | 2  | トレーニングルーム |
| ダンベル（着脱式）  | 6  | トレーニングルーム |
| ブルーヒーター    | 2  | ロッカー      |
| シャワー器具、壁補修 | 1  | ロッカー      |
| プールカバー     | 3  | プール       |
| プールシート     | 2  | プール       |
| プールフロア     | 4  | プール       |
| ビート板（小）    | 40 | プール       |
| 足ヒレ        | 20 | プール       |
| 洗濯機        | 1  | 機械室       |
| 噴霧器        | 1  | 機械室       |
| 刈払機        | 1  | 機械室       |

【2-1】管理施設

・甲州市勝沼B&G海洋センター

① 所在地 甲州市勝沼町勝沼 1279 番地

② 敷地面積 3116 m<sup>2</sup> (駐車場を含む)

③ 建物 管理棟 建築面積 141.81 m<sup>2</sup>

上屋付プール (25mプール、幼児用プール)

【2-2】管理物品

備品 (I種)

| 種類     |    | 数量 | 備考       |    |           |
|--------|----|----|----------|----|-----------|
|        |    | 一式 |          |    |           |
| 種類     | 数量 | 備考 | 種類       | 数量 | 備考        |
| コースロープ | 9  |    | 水温計      | 1  |           |
| 監視台    | 2  |    | 掃除ロボット   | 1  |           |
| 掛け時計   | 1  |    | 残留塩素測定器  | 1  |           |
| ベンチ    | 5  |    | ごみ取りネット  | 2  |           |
| プールフロア | 5  |    | ロッカー     | 80 | 男女 40 個ずつ |
| 人工蘇生器  | 1  |    | ホースリール   | 2  |           |
| 酸素ボンベ  | 1  |    | 延長コードドラム | 2  |           |
| 救急担架   | 1  |    | 電話       | 1  |           |
| リングブイ  | 2  |    | 収納棚      | 2  |           |
| 温湿度計   | 2  |    |          |    |           |

備品等 (II種)

| 種類 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |

## 別記 1

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

乙が管理業務を通じて取得する個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

#### （基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### （秘密の保持）

第 2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定による指定期間が満了したとき、又は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

2 乙は、管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても管理業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

#### （収集の制限）

第 3 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （目的外利用及び提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、管理業務に関して知り得た個人情報をその業務の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### （適正管理）

第 5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### （複写及び複製の禁止）

第 6 乙は、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### （再委託等の禁止）

第 7 乙は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

#### （資料等の返還）

第 8 乙は、この協定による指定期間が満了したとき、又は地方自治法第 244 条の 2 第 11

項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等（当該資料等を複製し、又は複製したものを含む。）を直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（資料等の廃棄等）

第9 乙は、この協定による指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、管理業務に関して知り得た個人情報記録された資料等を焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

（苦情処理）

第10 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（調査）

第12 甲は、乙が管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

（指示）

第13 甲は、乙が管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（損害賠償）

第14 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

## リスク分担表

| 発生区分              | 責任事項        |             |  | 責任の分担 |       | 適用            |
|-------------------|-------------|-------------|--|-------|-------|---------------|
|                   | No.         | 項目          | 内容   | 教育委員会 | 指定管理者 |               |
| 共通                | 1           | 法令等関係       | 法制度・認可等の新設・変更に関するもの<br>(当該管理業務にのみ影響を及ぼすもの) | ○     |       |               |
|                   | 2           |             | 法制度・認可等の新設・変更に関するもの<br>(上記以外のもの)           |       | ○     |               |
|                   | 3           | 税制関連        | 指定管理業務に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動                | ○     |       | 市税及び消費税を含む    |
|                   | 4           |             | 上記以外の税制変更によるコスト変動                          |       | ○     |               |
|                   | 5           | 不履行・怠慢・遅延   | 業務基準書あるいは協定書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合      |       | ○     |               |
|                   | 6           |             | 教育委員会の事由による業務基準の変更、債務の不履行                  | ○     |       |               |
|                   | 7           |             | 指定管理者の事業放棄、経営破綻によるもの                       |       | ○     |               |
|                   | 8           | 社会的責任       | 施設管理上の瑕疵による損害賠償                            |       | ○     |               |
|                   | 9           |             | 管理業務に対する市民対応、要望等に関するもの                     |       | ○     |               |
|                   | 10          |             | 管理業務における環境保全にかかるもの(騒音、振動、臭気、あるいは資源化等)      |       | ○     |               |
|                   | 11          | 不可抗力        | 風水害、地震等による施設の損傷                            | ○     |       |               |
|                   | 12          |             | 第三者の故意による施設の損傷                             | ○     | ○     | 損傷状況を協議       |
| 施設・設備維持管理         | 13          | 保守・点検       | 教育委員会の事由による保守点検の内容拡大にかかるもの                 | ○     |       |               |
|                   | 14          |             | 保守・点検の不備に起因する機器の不具合の改善                     |       | ○     |               |
|                   | 15          | 維持管理業務      | 管理者の責めによる施設維持管理上の事故・怪我の発生対応                |       | ○     |               |
|                   | 16          |             | 上記以外による事故、怪我の発生対応                          | ○     |       |               |
|                   | 17          |             | 警備の不備による事故、盗難等                             |       | ○     |               |
|                   | 18          | 清掃業務        | 当該施設の駐車場における管理者の責による事故、怪我等の発生対応            |       | ○     |               |
|                   | 19          |             | 利用者等の苦情                                    |       | ○     |               |
| 20                | 不十分な清掃による改善 |             | ○  |       |       |               |
| の 機<br>管 材<br>理 等 | 21          | 機材等管理       | 教育委員会の事由による、機材・保守費の増加                      | ○     |       |               |
|                   | 22          |             | 点検・保守・管理上の不備による機材・備品の破損盗難等                 |       | ○     | 付保任意          |
| 施設・事業運営           | 23          | 施設運営        | 利用料金の盗難・紛失等                                |       | ○     |               |
|                   | 24          |             | 備品等の貸し出し管理上の不備                             |       | ○     |               |
|                   | 25          |             | 管理者の責による施設利用不能                             |       | ○     |               |
|                   | 26          |             | 施設利用・貸し出し上の不備                              |       | ○     |               |
|                   | 27          | 事業運営        | 講座など業務不履行による損害                             |       | ○     |               |
|                   | 28          |             | 管理者が当初見込んだ事業に付随するその他収入の減額                  |       | ○     |               |
|                   | 29          |             | 販売手数料等                                     |       | ○     |               |
| 30                |             | 事業実施時の事故や怪我 |  | ○     |       |               |
| 31                |             | 事業収入の管理     |  | ○     |       |               |
| 変 需<br>動 要        | 32          | 利用者数の変動     | 教育委員会の事情による利用者の減によるもの                      | ○     |       |               |
|                   | 33          |             | 上記以外の理由による利用者の減少による収入の減                    | ○     | ○     |               |
| 物 価               | 34          | 物価の変動       | 指定管理業務に影響を及ぼす物価の急騰によるコストの増加                | ○     | ○     | 適用基準及び責任範囲を協議 |

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、甲州市教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとする。

# 甲州市B & G海洋センターの管理に関する 令和〇年度協定書

甲州市教育委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下。「乙」という。）とは、令和〇年〇〇月〇〇日に、甲州市B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理に関して締結した「甲州市B & G海洋センターの管理に係る基本協定書（以下「基本協定」という。）第56条の規定に基づき、令和〇年度の海洋センターの管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、令和〇年度における海洋センターの管理業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（管理業務等の内容）

第3条 令和〇年度の管理業務の内容は、海洋センターの管理に関する基本協定書及び基本協定書第27条の規定により定めた業務計画書記載の管理業務とする。

（指定管理料の額及び支払い方法）

第4条 甲は、乙に対し、令和〇年度の管理業務の指定管理料として、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、前項の指定管理料の支払いを、令和〇年6月末までに甲に一括請求するものとし、甲は、乙の請求を受理した日から起算して30日以内に口座振込みの方法により支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1  
名 称 甲州市教育委員会  
代表者 教育長

印

乙（指定管理者）

所在地  
名 称  
代表者

印